

第十九回 参議院地方行政委員会會議録第十四号

昭和二十九年三月二十六日(金曜日)午後三時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
館 哲三君

委員

伊能繁次郎君
長谷山行毅君
小林 武治君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝藏君
加瀬 完君

政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁税務部長 奥野 誠亮君
事務局側

常任委員 堀永手 一郎君
会専門員 伊藤 清君
常任委員 伊藤 清君
会専門員

本日の會議に付した事件

○小委員長の報告

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○入場議事税法案(内閣送付)

○昭和二十九年の揮発油譲与税に關する法律案(内閣送付)

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(内村清次君) 只今から地方行政委員会を開会いたします。

公職選挙法改正小委員会の審議状況について、堀小委員長から発言を求められておりますから、これを許します。

○堀末治君 この委員会の中に設けられました公職選挙法の小委員でございますが、その後の状況を御報告申し上げます。

実は数回開いたものでありますが、いろいろ小委員の性格その他について各位の間に論議がございましたが、先ず第一に取り組みましたことは、今この委員会の付託になつてゐる選挙法改正の諸法案中小委員で調べて意見の一致したものは、なるべく早く本委員会に移すことにしよう、その外、面倒なのはいろいろ又論議を交しまして、結論を得次第本委員会に移そう、こういうことに第一に取り組みました。

続いて選挙法の根本にかかわる問題です。衆議院では御承知の通り特別委員会が置かれていろいろ細かいことを研究されておられますし、なお又十五国会でもいろいろ研究されて、その要綱等も廻つておることでございますから、これらは成るべく衆議院の研究に或る程度お任せをして、私どもといったしましては、できるだけ選挙の根本に触れるような大きな問題をできるだけ取上げて、ここで論議し、意見がまとまつたら、それを衆議院のほうとも相談をすることにしてあります。

ういうことで実は相談をいたしましたのであります。その結果皆様方にお手許に差し上げました通り、公職選挙法改正の問題点というところで、一から十項目まで取上げた次第であります。そのうちすでに連座制の問題では市川先生から議員提出になつて出ていることがござい

ますから、これはこれで又小委員で取扱います。それから五の高級公務員の退職直後の立候補を制限することの可否の問題も、すでにここにいらつしやる小林先生から一通りお話を承わつておるわけでございます。それを要約しまして、こういうような、高級公務員の立候補制限に關する公職選挙法改正要綱案、こういうことで皆様方のお手許に差上げることにいたしました。さ

ようなことで、今は差迫つています重要法案もたくさんあることで、各委員ともなか／＼それに忙殺されて忙がしいことでございまして、三十一日の理事会であとの日程を相談することにしたしておりますから、このとき又小委員の日程等も相談いたしました。折角御提案になつた問題でもありますから、これを取上げて御相談する、相談の結果は本委員会にできるだけ早く移すことにいたしたい。こういうような経過であります。これを御了承お願いいたします。

○委員長(内村清次君) これに質疑はございませんか。

和二十九年の揮発油譲与税に關する法律案、以上の補足説明を聞くことにいたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方税法改正要綱の税目別の資料がございまして、これで御説明して頂きますようか。第一の総則から申上げて行きます。

一、地方団体間において課税権の帰属その他地方税法の規定の適用について意見を異にし、その協議がとれない場合においては、自治庁長官(關係地方団体が同一府県内の市町村であるときは、道府県知事)に対し、決定を求める旨を申出なければならないものとする。

この種の規定は現行法においても入つてゐるのであります。入つております。市町村税については府県知事に申出で、府県税については自治庁長官に申出ることになつてゐるのでありますけれども、同じ市町村税であります。府県民税の創設等の關係から府県税であつても、府県と市町村との間で争ひが起るという場合もございまして、關係地方団体が市町村だけであるか、或いは府県も加わるかということ意見の決定の申出団体道府県知事或いは自治庁長官に変えただけの改正であります。

場合には、その過納額に相当する地方団体の徴収金は、その過納となつた日に納付があつたものとみなして、それ以後の期間について還付加算金をつけるものとする。

御承知のように納め過ぎました場合には、返す場合に還付加算金をつけるのであります。併しながら納めたときは適法であつた、その後に法律や条例が改正になつたから納め過ぎになつた。そういうような場合には還付加算金の期間の計算をいつからするかという規定を欠いておりましたので、それは条例又は法律の規定によつて納め過ぎになつたときから計算することになつたというところを入れたのであります。

第二の道府県民税
二、納税義務者は次の通りとする。

一 個人については市町村民税の納税義務を有する者を道府県民税の納税義務者とし均等割及び所得割を、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下道府県民税について同じ。)については事務所又は事業所を有する道府県ごとに道府県民税の納税義務を有するものとし均等割及び法人税割を、それぞれ課するものとする。

先ず市町村民税の納税義務者がそのまま道府県民税の納税義務者になるのだと考えて頂けばよろしいわけです。

市町村民税の納税義務がないのに、道府県民税の納税義務だけがあるというものでございまして、全く同じになるわけでありまして。ただ法人の場合には市町村ごとに法人は納税義務を負うわけでありまして。道府県民税の場合には道府県ごとに納税義務を負う。従つて道府県内に幾つもの事務所、事業所を持つておりまして、道府県民税としては一つの税金しか納めない。市町村民税の場合には事務所、事業所の所在の市町村ごとに税金を納めることになりまして、その違いがあるだけでございます。

2 市町村民税を課さない法人には道府県民税も課さないものとすること。

三、道府県は次の方法により道府県民税の所得割の課税総額を決定し、これを各市町村に配賦するものとすること。

1 道府県は前年の所得税額の合計額として条例で定める方法により算定した額に条例で定める率（標準は百分の五とし、百分の五をこえて課する場合においては、あらかじめ自治庁長官に届け出るものとする。）を乗じて当該道府県における所得割の課税総額を定め、それを各市町村ごとの市町村民税の所得割額の課税標準とすることができ、所得税額の合計額として条例で定める方法によつて算定した額に按分して毎年四月三十日まで各各市町村に配賦するものとする。この場合において、所得税を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村に対して

は、道府県の条例で定める率を示すことによつて課税総額の配賦に代えることができるものとすること。

神奈川県に例をとつて申し上げます。神奈川県民税の所得税額の総額は十億四千万といたします。そうしますと、神奈川県民税の所得割の総額は十億四千万の五割を標準として条例で定めるわけでありまして、従いまして五千万円が神奈川県民税の所得割の総額だということになります。この五割にするかどうかということは条例で定めるわけでありまして。ただ神奈川県民税の所得税額が十億四千万であるかどうかというこの算定が、神奈川県から東京へ出かけて来ている人の所得税額は給料生活者でありまして限りは東京都で徴収しているわけでありまして、従いまして神奈川県内の税務署の所得税額の徴収額だけでは、神奈川県内の住民の所得税額であるかどうかかわからないわけでありまして、大体においてそれでは過少かも知れませんが、それでない府県もあるわけでございます。幸いにして地方財政平衡交付金の算定に当りまして、住所別別に所得税額を算定するように努力いたして参つて来ておりまして、大体成功して来ているのではないかと存じます。従いまして、市町村民税の基準財政収入額、この基礎になつた所得税額との割合でその県内の住民にかかる所得税額が幾らであるかということを押定することができると存じます。その推定の方法は条例で書きなさいというところをここに調つてあるわけでありまして、そういう意味で殊更に所得税額の総額を幾らと見るかということとは条例で書くのだということを諷

つたわけでありまして。この神奈川県民税の所得割の総額の五千万円を神奈川県内の各市町村ごとの所得税の総額に按分して市町村に配賦するわけでありまして、配賦を受けた場合には、例えは鎌倉市に配分された額が千円であつたといたします。千円であつたとしますと、鎌倉市の市民税の所得割の額が仮に三千万といたします。そうすると一千円を三千万で割りました三三三というものが県民税の所得割の税率になるわけでありまして、要するに鎌倉市民税の附加税に県民税がつて行くわけでありまして、併し鎌倉市におきまして所得税額を課税標準にして所得割を課して行きます場合には所得税額の五割で課して行けばよろしいのだというところでもできるような仕立てになります。ただ所得割の課税標準が所得税額でありましたり、或いは課税総所得金額でありましたりいたしますので、各市町村に配賦をする、配賦された額を所得割の額で割ることによつて税率を市町村ごとに求めて行く、こういうまあやり方をいたしたのであります。そういたしますと、県から市町村に配賦いたしました場合には所得税額に比例しておりますので、市町村間の均衡は完全に保たれていゝと思ひます。今度は市町村では市町村民税に比例して課するわけでありまして、市町村内の住民相互間における負担の均衡も保たれていゝと思ひます。ただ欠陥はその市町村の課税方式が違つたわけでありまして、個々の納税義務者を市町村間に抜き出して比較します場合には若干の食違ひは生ずるだらうと思ひます。同じ県民税でありながら市町村相互間において若干の食違ひがある

のが面白くないのじやないか、これが一つの欠陥ではないかと思つております。併しそれも一応所得税額に按分して市町村に配賦されているわけでありまして、負担額を見ますと、市町村間においても余り差はないのじやないかというふうにも思つております。ただ市町村民税の所得割の額が非常に重い場合には道府県民税の附加税の税率は低くなりまして、市町村民税が非常に軽い場合には県民税が重くなりまして、又その均衡が保たれていゝということになると思ひます。併し市町村が徴収いたしましたものはあとで書いてあるのでありますけれども、一本の徴税令書で県民税が幾らであり、市町村民税が幾らであるという内訳は書いておいてもらふけれども、あとは今までと同じような扱いをして行けばよろしい、従来の市町村民税だけのときと同じように合帳も一つでいいじやないか、集められた額を課税額に按分して府県に払込んで行けばよろしいじやないか、こういう考え方をとつていゝわけでありまして、もう少し説んでから申上げたいと思ひますが、

2 所得割の課税総額の配賦について違法又は錯誤があると認め、市町村に対しては、異議の申立、訴訟の提起及び出訴を認めるものとすること。

要するに鎌倉市に一千万円配賦を受けた、一千万円が違法である、或いは錯誤がある、こういう場合には鎌倉市のほうから異議の申立の途を認めていゝわけでありまして。

四、課税標準及び税率は次の通りとする。

1 均等割の標準税率は、個人については百円、法人については十二月分として六百円とすること。

2 所得割の課税標準は、市町村民税の個人所得割の額とし、その税率は、道府県から配賦された所得割の課税総額を各市町村における市町村民税の個人所得割の総額で除して（課税総額の配賦に代えて道府県の条例で定める率により配賦を受けた市町村にあつては、その率をその市町村の市町村民税の個人所得割の税率で除して）定めるものとすること。但し、課税総所得金額の百分の二・五（課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として課された市町村民税の所得割を課税標準とする市町村にあつては、課税総所得金額から所得税額を控除した額の百分の五）の額を以て賦課制限額とすること。

3 法人税割の課税標準は、法人税額とし、その標準税率は、百分の六とすること。

五、個人の道府県民税の賦課徴収は、次の通りとすること。

1 個人の道府県民税の賦課徴収は、市町村がその市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により、その市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行ふものとし、道府県は、市町村の賦課徴収事務の執行について必要な援助をするものとする。全面的に市町村に任せてしまふというのであります。

2 個人の道府県民税の賦課徴収
に対する異議の申立は市町村長
に行うものとする。

府県民税でありまして、賦課徴収
は市町村に委ねるわけでありま
す。異議の申立も市町村長によ
らうわけでありまして、市町村
に於いて異議の申立がなされま
すならば、おのずからその効果
というものは道府県民税にも結
果的に及んで来るようにいたし
ております。

3 個人の道府県民税の徴税令
書、納期限変更告知書、特別徴
収義務者に交付する通知書、督
促状その他賦課徴収に関する文
書は、市町村民税のそれらの文
書と同一の用紙によるものとす
ること。

一つの徴税令書で両方の税金の用を
済ませようとしているわけであり
ます。

4 納税者又は特別徴収義務者
は、(1)個人の道府県民税と市町
村民税とは同時に納付し、又は
納入しなければならぬものと
し、(2)納税義務者又は特別徴収
義務者が納付し、又は納入した
額がその納付し、又は納入すべ
き額に充たないときは、その納
付額又は納入額は当該納税者又
は特別徴収義務者の納付し、又
は納入すべき両税の税額に按分
した額でそれぞれ納付し、又は
納入されたものとし、(3)納付又
は納入を受けた市町村は道府県
民税の額に相当する部分を翌月
十日までに道府県に払い込む
ものとする。

手続上全く一つの税金として扱つて
行きたいと考えておりますので、納
税者にはこれは道府県民税だ、これは市
村民税だという選択を認めないの
であります。従いまして一千円の税金の
うちで八百円しか収めない場合には府
県民税、市町村民税それぞれに入割す
つ取めた、こういうふうになしてし
まうというふうな考えをいふわけであ
ります。言い換へれば市町村が整理い
たします場合に、道府県民税の分が幾
らであり、市町村民税の分が幾らであ
るというふうな、別個の整理の仕方を
する必要はないというふうにしたいの
であります。全く一つの税金として整
理するようにいたしましたほうが、事
務がずつと簡単になりますので、それ
を狙ひまして、このような規定を置い
たわけでありまして、

5 個人の道府県民税に係る滞納
処分は、(1)原則として、市町村
の徴税吏員がその個人の市町村
民税に係る滞納処分と併せて行
うものとし、(2)道府県の徴税吏
員は、必要があるときは毎年五
月三十一日現在において市町村
から道府県民税に關する滞納報
告を受けた後においてあらかじ
め市町村長の同意を得た上、三
月をこえない範囲内において一
定の期間を定め、自ら滞納処分
を行うことができるものとする
こと。この場合には、当該納税
義務者に係る個人の市町村民税
についても滞納処分をしなければ
ならないものとし、市町村は
道府県が行う滞納処分に協力す
るものとする。

滞納処分も含めまして、賦課徴収の
事務は全面的に市町村に委ねるわけ
であります。例えば、二十九年年度の府
県民税につきまして、三十年の五月三
十一日、要するに出納期限であり
ます。この五月三十一日までまだ納
められていなかった、こういう滞納者
については、市町村から府県に報告の
義務を課しております。で、報告があ
りますと、府県が市町村長の同意と
三月という期間を限りまして、その市
村民内の滞納者に対して滞納処分
を行うことができるのであります。こ
の場合には市町村は滞納処分はできま
せん。その代り府県は府県民税だけ
をするわけでありまして、要するに一つ
の府県民税と市町村民税とを全く同じ
に扱つて行くのでありますから、府県
民税だけの滞納処分というものはあり
得ないのであります。両方必ず一緒に
扱つて行く、その代り滞納処分を得ら
れた金額は、課税額に按分して府県か
ら市町村に払込むということになつて
参るわけでありまして、

6 滞納処分に対する異議の申立
は、処分を行った地方団体の長
に行うものとする。

7 賦課及び徴収の状況について
市町村は道府県に対し報告しな
ければならぬものとし、道府
県は必要がある場合には、市町
村又は府県に対し道府県民税の
賦課徴収に関する書類等の閲覧
を求めることが出来るものとし
ること。

8 個人の道府県民税及び市町村
民税に対する延滞金又は延滞加
算金の計算については、両税の
合計額について行うものとする
こと。

延滞金の計算も別々じゃなしに、両
者の金額を合せたもので行つたわけ
であります。ここにも全く一本の税金と
して取扱うという趣旨でこの規定を置
いて行つております。

9 道府県は市町村に対し、道府
県民税の賦課徴収に要する費用
を補償するため、道府県に払込
まれた金額又は徴税令書件数に
応じ、政令で定める基準によつ
て徴収取扱費を交付するものと
すること。

例えば払込まれた金額の二〇%と徴
税令書一通について二十円を乗じた額
との合算額というふうなことを政令で
きめたいと思つております。ただこの
程度では割合が低過ぎるという議論が
ございまして、もう少し高いところ
できめたいという考え方で、なお、検
討いたしているわけでありまして、

六、法人の道府県民税は直接道府県
に申告納付するものとし、その滞
納処分は、道府県の徴税吏員が行
うものとする。

七、政府は法人税の更正又は決定に
係る法人税額を道府県知事に通知
するものとし、道府県知事は法人
税に關する書類を閲覧又は記録で
きるものとする。

道府県民税につきまして、法人分と個
人分とは趣きを変えて行つたわけであ
りまして、法人分は全面的に法人から均
等割も法人税割も申告納付して貰うと
いうことになつております。法人分の
均等割の六百円だけは法人にとつては
プラスになるわけなのであります。こ
れは現在の市町村民税の均等割は、事務

所所在の市町村ごとに均等割を納めて
おりますので、減額のしようがないわ
けであります。そのために府県全体
で六百円だけ法人の均等割の負担が殖
えることになりまして、それ以外は府県
民税におきましては、個人、市町村を
通じて別に負担が殖えないように市町
村民税をそれだけ減額しているわけ
でございます。法人の場合には全面的に
申告納付でありますから、全く完全な
独立税だと言ふことができると思ひま
す。個人の場合には、今申し上げまし
たように、府県から市町村に額を配賦し
まして、市町村は市町村民税の賦課徴収
の手續きに全く乗つかつて府県民税を徴
収して、そうして得られた額を府県に払
込むわけでありまして、条文を讀んで行
きますと、大変面倒くさい感じが持た
れるのであります。市町村の事務とし
て新たに加わりますのは、府県民税
を市町村民税の附加税として徴税令書
に府県民税が幾らであると金額を書か
なければならぬ事務、これが一つ加
わつて参ります。それとあとは今まで
と全く同じにやつてもらつて、最後の
段階で例えば鎌倉市民税のうちで、一
千万円が府県民税であり、三千万円が市
村民税として賦課したといたしますと、
得られた額の四分の一は県に払込むと、
四分の三は市の歳入に入れる、こうい
うやり方で行きたいのであります。更
に言い方を換へて申し上げますと、府
県から市町村へは所得税額を基礎として
分賦金を課するようなものでありま
す。併しながら市町村から個々の納税
義務者に対しては、如何にも独立
した県民税を納めているのだという形
をとりたいのであります。そうするこ
とによつて、納税者に対しては県民

不採算線である企業に委しておけば地方鉄道の仕事をやめてしまふ。併し国全体からやらせなければならぬのであえて補助金まで出そうとしている、そういうものにつきましても、府県経費の分担を軽減して行くという事は不可能に近いわけでありますので、そういうものにつきましてもは所得税で行きたいというふうに考えているわけであります。

六、課税標準たる所得、清算所得及び収入金額の算定は、左によるものとする。

1 法人の各事業年度の所得の金額又は清算所得の金額は、原則として当該事業年度の法人税の課税標準である所得又は清算所得の計算の例によつて算定するものとする。

2 各事業年度の収入金額は、その事業について収入すべき金額の合計金額から特別の収入金額を控除した金額によつて算定するものとする。

3 農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法等による組合でその積立金額が出資額の四分の一に達しないものについては、所得から「株主又は出資者に配当した金額以外のもの」を除いた金額を課税標準とする。

これらの組合につきましても、現行法では積立金額が出資額の四分の一に達しないものについては、所得から「株主又は出資者に配当した金額以外のもの」を除いた金額を課税標準とする。

第三部 地方行政委員会会議録第十四号 昭和二十九年三月二十六日【参議院】

達するまでは事業税を課さないということになつております。そうしますと、積立金が四分の一に達するようになれば、どん／＼それを配当してしまふ。そうするといつて経つても事業税が課されないのみならず、折角の事業の基礎が確立して来ないという憂いがあるわけであります。配当金に充てたものの以外のはこれはみんな協同組合の基礎の確立に使われたものだといふに考へて行きたい。みんな損金に見て行きたい。併し配当金だけはこれは事業の基礎の確立のために使われたものと見るわけには行かないんじやないだらうか、だからこれは損金に見ない。従つてこれを課税標準として税金を持つて貰おうというやうな考へ方をとらうとして行きたいわけでありませう。

法人税の場合には積立金額が出資額の四分の一に達するまでは積立金に繰入れた金額を損金と見て行くという事になつております。積立金に繰入れなくともどう使われようとも事業税の場合には損金と見て行く、ただ配当金として支出された場合だけは損金として見るわけには参らない、こういうふうなやり方をしたいわけでありませう。法人税よりは遙かに寛大な扱いになるわけでありませうが、現行よりは若干きつくなつてしまふ。併しながら事業の育成のためにはむしろそのほうが望ましいんじやないだらうかという考へ方を持つて行きたい。

4 個人の所得税は原則として、所得税の課税標準である所得のうち所得税法第九条第一項第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によつて算定するものとする。

と。この場合において、青色申告書の提出を認められた個人の前年以前三年間に生じた損失については、国税に準じてその繰越控除を認めるものとする。

国税の場合には損失が生じますが、先に納めた税金の繰戻しを受ける制度があるわけでありませう。事業税の場合には先に納めた税金の繰戻しじやなしに、その損金を翌年度以降に繰越して行つて、翌年度以降に納めるべき税金の負担を軽くするといふやうなやり方をいたしたいと考へるわけでありませう。

5 個人事業税の基礎控除を七万円（昭和二十九年年度は六万円）、（現行五万円）に引上げる。

6 医療法人及び医療を行つ者の所得の算定について、健康保険法、生活保護法、結核予防法等の規定に基づく療養の給付又は医療にかかわるものを除外する現行規定を存置すること。

7 鉱物の掘採事業と精煉事業とを一貫して行つ法人又は個人の事業税の課税標準とすべき所得金額は、これらの事業を通じて算定した所得金額の総額をこれら事業の総益金又は総収入金で除して得た数値に当該課税標準の算定期間中において掘採した鉱物の価額を控除した金額を乗じて得た額とすること。

大變わりにくい規定でありませうが、仮に売上金額が一億円ありませうと、利益が一千万円といひます。鉱物の掘採もやつておる、精煉もやつておる、掘採をやつておるものと鉱産税を別に払つて行つておるものと、一億円の売上金額のうち仮に二千万円が鉱物の価格であり、八千万円がその他のものであるといひますと、一千万円の利益に十分の八をかける。これが鉱産税の対象になつて行つておるものの利益だと考へまして、これを事業税の課税標準にして行こうという趣旨の規定でありませう。

七、標準税率は次の通りとする。

1 普通法人は所得金額のうち年五十万円以下の金額は一〇％、所得金額のうち年五十万円をこえる部分及び清算所得については二二％、（現行は一律に二二％）個人の税率を思い切つて軽減したんでありませうが、これとの均衡を、と言いますと少し言い過ぎかも知れませうが、そういう問題を考へまして、五十万円以下のものについてだけ若干軽減しようとして行つておるわけでありませう。

特別法人の税率は現行通り八％を据置きませう。収入金額を課税標準とする事業を行つ法人につきましてもは現行は一・六％でありませうが、所得課税の部分との均衡をとりませうと、一・五％に引下げませう。個人第一種事業が一・二％、八％。個人第二種事業及び第三種事業は百分の八、乃至百分の六・四でありませうのを六％にします。但し第三種事業のうち助産婦については現行通り四％を据置きませう。

八、課税方法については左によるものとする。

1 法人税にあつては申告納付の方法により、個人事業税にあつては普通徴収の方法によるものとする。

2 法人事業税の課税標準である所得又は清算所得を更正し、又は決定する場合においては、原則として、当該法人の法人税の課税標準である所得又は清算所得について政府が更正し若しくは決定した課税標準額又は当該法人が政府に対して申告し若しくは修正申告した課税標準額を基準として行つものとする。

この場合において、申告がないものについて一年を経るも政府が決定をしないとき、又は法人税の課税標準額が過少と認められるものについて一年を経るも政府が更正若しくは決定をしないときは、道府県知事は税務官署に對し更正又は決定をすることを請求するものとし、当該請求を受けた税務官署が三月以内に正当な事由がなくして更正又は決定をしないときは、その上級の税務官署に更正又は決定をすることを請求するとともにその旨を自治庁長官に報告するものとする。

法人事業税につきましても、全く法人税に乘つて行きたいと考へて行つておるわけでありませう。併し納付期限が過ぎましてから一年経つても政府の更正した金額が十分でない、或

間譲り受けないという場合には六ヵ月を経過したときの所有者が取得したのだとして不動産取得税を課することができるようになったと考へておるわけでありませう。こういうふうにして誰が不動産取得税を納めなければならぬのであるか、ということを経上明確にしておきたいというふうに考へたわけでありませう。

三、国及び地方公共団体に対しては課税できないものとするほか、非課税の範囲を次の通りとする。

- 1 日本専売公社その他特定の団体がその事業の用に供する不動産の取得。
 - 2 公共の用に供する用ゑ水路等に使用する不動産の取得。
 - 3 農地法によつて土地を国から売り渡され又は売却された場合の不動産の取得。
 - 4 土地区画整理若しくは土地改良事業に伴う換地の取得、農地の交換分合による土地の取得又は土地収用に伴い替地をもつて損失を補償された場合における土地の取得等。
 - 5 相続、法人の合併及び信託等により所有権の移転が行われる場合、日本電信電話公社が政府と財産を交換する場合、国有林野整備臨時措置法により国有林野を国有林野と交換する場合及び森林法による生産組合が現物出資を受ける場合における不動産の取得。
- 四、課税標準は次の通りとする。

1 課税標準は、不動産の価格（適正なる時価）とすること。但し、家屋の改築が取得とみなされる場合に於ては、当該改築により増加した価格とすること。

2 道府県知事は、固定資産課税台帳に価格が登録されている不動産については増築、改築その他特別の事情がない限りその価格によつて、固定資産課税台帳に登録されていないものについては固定資産税について示される固定資産評価の基準に準じて、価格を決定するものとする。

要するにすでに市町村長が価格を決定しております場合には、府県知事はこれをそのまま採用するわけでありませう。新築家屋のように決定した価格のありませぬものは、これは府県知事が決定をいたしまして、これを市町村長に通知する。将来この通知された額が固定資産の課税標準になつて行くわけでありませう。こうすることによつて市町村間の評価の均衡が保たれて行くようになるのじやないだらうかと考へております。二重の手続を府県と市町村間において行わない、どちらか一つやれば他方はそれを使つてやつて行くのだというふうな割切つた形にいたしましたと存するものであります。

3 道府県知事は、不動産の価格を決定した結果市町村の固定資産課税台帳に登録された価格について、市町村間に不均衡を認めたとときは、関係市町村の長に對し固定資産税の課税標準とな

るべき価格の決定について助言をするものとすること。

五、標準税率を百分の三とし、標準税率をこえて課する場合に於ては、あらかじめ自治庁長官に届け出るものとすること。

六、納期は道府県の条例の定めるところによるものとすること。

七、徴収は普通徴収の方法によるものとし、納税義務者は市町村長を経由して必要な事項を申告しなければならないものとし、市町村長はその申告の理由に當る際、不動産の価格の決定について参考となるべき事項を道府県知事に通知するものとする。

八、住宅の建築を阻害しないため次の措置をとること。

1 住宅の建築（増築、改築及び所謂立売住宅の購入を含む）に對しては、一戸につき百万円の基礎控除を行うものとする。

アパート等でありませう場合は、一世帯ごとに百万円を控除したいと考へておりますので、先ずそういうアパートや寮などについて不動産取得税の課せられることはないのじやないだらうかというふうに思つております。

2 土地を取得した者が一年以内にその土地の上に住宅を新築したときは、その土地に係る不動産取得税の税額から六十万円（共同住宅及び所謂立売住宅等でその床面積の二倍の坪数に相當する土地の価格が六十万円をこえるものにあつてはその価格に相當する金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとし、既に税金を徴収しているとき

は、減額すべき額を還付するものとすること。

土地の取得につきましては、その土地の上に建物を建てたときだけは六十万円までは課さないものであります。併しアパートなどを建てるときにはかなり広い土地を必要とするわけでありませうので、床面積の二倍に當る土地が六十万円以上いたします場合には、その分まで不動産取得税を課さないようにいたしたいのであります。

3 土地を取得した者が、前号により税額の減額をされることが明らかであるときは、その申告により、税額のうち減額すべき額を限度として、一年以内の期間を限つて徴収猶予をするものとすること。

九、耐火建築促進法による補助金の交付を受けて家屋を新築し若しくは増築した場合、農林漁業金融公庫から資金の貸付を受けて農林漁業者の共同利用に供する施設を取得した場合又は土地若しくは家屋を収用することができ事業に不動産を収用され補償金を受けた者若しくは譲渡した者が一年以内にこれに代るものと道府県知事が認める不動産を取得した場合においては、課税標準の特例として、それぞれ、補助金、貸付を受けた資金又は収用され若しくは譲渡した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格に相當する金額を控除するものとすること。

十、施行期日は昭和二十九年四月一日とし、家屋の建築による取得に對しては昭和二十九年七月一日から適用するものとすること。な

お、連合国軍により接收されていた地域で政令で指定する地域内における家屋の建築については、接收解除後三年間は課税しないものとする。

すでに建築の進行している家屋に對しまして、今直ちに不動産取得税を課税して参りますことは多少難でありませうので、三ヵ月間の余裕期間を置くという意味で家屋の建築にかかりましたわけでありませう。同時に横浜などの復興ができていない、接收が解除されて復興しなければならぬときに不動産取得税のために家屋が建たない、その結果復興が遅れるというふうなので、これは非常に気の毒でありますので、これらの地域は政令で指定いたしました、三年間不動産取得税の家屋の建築に對する適用を遅らせようとしているわけでありませう。

第五が、市町村民税でありまして、一、道府県民税の創設に伴い、次の改正を加えるものとすること。

1 税率を次のように改めるものとする。

いづれも府県民税を設けた額だけ個人均頭割から落しているわけでありませう。

二番目の所得割につきまして、制限税率をその割合で落しているわけでありませう。

二番目の所得割のイが所得税額を課税標準とする場合は制限税率が現行では百分の十であります、これを七・五に引下げます。その代り府県民税の所得割の制限税率が百分の二・五として設けられることになつております。

それ／＼二つに割つてゐるわけであり
ます。

3の法人税割につきましても全く同
じことが言えるのであります。

2 個人に対して課する市町村民
税は、個人に対して課する道府
県民税と合せて賦課徴収しなけ
ればならないものとすること。

名前は府県民税、市町村民税であり
ますが、実質的な運営は住民税とい
う一本の税金だという形にしておりま
す。

3 給与所得にかかる市町村民税
の特別徴収について、特別徴収
税額の通知期限を五月三十一日
まで（現行四月三十日まで）に、
月割額の徴収を六月から翌年二
月まで（現行五月から翌年二月
まで）の十カ月に改めるものと
すること。

府県民税を設けました関係もござい
まして、多少市町村の調査に時間を要
するといふような関係もございまし
て、給与所得者について会社などの給
与支払者に特別徴収を認めます場合に
は四月三十日まで通知しなければな
らないのを一カ月ずらそうとしてゐる
わけでありま。

二、扶養親族の範囲と一致させるも
のとすること。

三、市町村民税を非課税とされる寡
婦の範囲を所得税法における寡婦
の範囲と同一とするものとすること。

従つて現在はいすべて扶養親族を有す
るものでなければならぬのでありま
すが、遺族年金受給者であります場合
には扶養親族がなくても寡婦としての

軽減措置を受けさせるといふようなこ
とに改めるわけでありま。

四、個人以外の者の市町村民税の非
課税の範囲に、港灣法の規定によ
る港灣局、国家公務員共済組合及
び国家公務員共済組合連合会、私
立学校教職員共済組合並びに社会
福祉法人を加えるものとすること。

五、給与支払報告書（一月一日現在
で作成）を提出する義務がある者
に対して、給与支払報告書に記載
された給与の支払を受ける者が四
月一日現在において給与の支払を
受けなくなつた場合においてはそ
の旨を届け出るよう新たに義務を
課するものとすること。

会社などでは一月一日現在で源泉徴
収表を税務署へ提出しますと同時に、
給与支払報告書を市町村長に提出し
てゐるわけでありま。これらのもの
につきまして、市町村から当該会社
に対して市町村民税を源泉で徴収し
たいといふことを要求するわけであ
りま。ところが四月一日現在では、
はやその会社を去つてゐるという人
もその中には含まれてゐるわけであ
りま。そういたしますと、会社へ徴収
を頼んだけれども、会社にはないから
徴収はできない、改めて課税をし直さ
なければならぬことになつて参りま
すので、四月一日、要するに新しい
年度の初めになつていくなら新しい
場合には、会社からそのことを市町村
長のほうに届出てもらひまして、そう
して無用の手数を、市町村から会社へ
往復しなければならぬといふことを
避けたいと考えてゐるわけでありま
す。

六、所得税又は法人税において欠損
金の繰戻控除を受けた場合にお
いては、市町村民税においては欠
損金の繰越をしたものとしてその
税額を算定するものとすること。

七、法人税の更正に係る修正申告又
は更正若しくは決定に因り法人税
割額を納付することとなつた場合に
おいて当該法人税割に係る延滞金
の計算の基礎となる期間は、当該
法人税に係る利子税額の計算の基
礎となる期間と同一とするものと
すること。

これは法人税法の今回の改正により
まして更正決定が非常に遅れました場
合には、納期限を一年を超えて更正決
定をいたしました場合には、一年を超
えた期間は切捨てて延滞金の計算をす
るのであります。言い換へれば一年分
しか延滞金は取らないのであります。
それと法人税割の場合も歩調を合せよ
うとしてゐるわけでありま。なお申
し落しましたが、国と府県と市町村と
の協力関係をこれらの所得決定にお
いて強く打ち立てたいために、法人税を
国が更正決定をした場合には、国の税
務機関から主たる事務所、事業所在
地の府県知事に対して更正決定をした
だといふ通知をすることになつており
ま。そうすると本店所在地の府県知
事は関係府県知事に対して、こう
いふ連絡を受けたといふことを更に連
絡をするわけでありま。府県知事は
更にその府県内の事務所所在地の市町
村長に対して、法人税額が更正決
定になつたのだといふことを通知する
わけでありま。こゝすることによつ
て国の更正決定した法人税額が基にな
つて事業税が更正される、市町村民税

の法人税割が更正されるといふふうな
連絡の強化を図つておるわけでありま
す。半面又国の決定が過少でありま
す場合には、先ほど申上げたように府
県側から更正を請求することによつ
て、その間にも又連絡を緊密にしよう
といふふうにしたしておるわけであり
ま。

第六は固定資産税であります。
一、納税義務者について次の改正を
加えるものとすること。
1 固定資産課税台帳に土地又は
家屋の所有者として登録されて
いる者が地方公共団体等固定資
産税を課することができないも
のであつて、当該台帳上の所有
者が賦課期日前に現に所有者で
なくなつてゐる場合において
は、同日において現に当該土地
又は家屋を所有してゐる者に固
定資産税を課するものとすること。

土地台帳や家屋台帳に登録されてい
るものを所有者として固定資産税を課
して行くわけでありまが、国などに
ついては土地台帳や家屋台帳の規定が
適用されない等の関係もありました
し、所有権が自治体から移りま
しても、台帳上の整備がかなり遅れて
行くのが普通でございま。従いまし
て、そこでそういう場合には現実の所
有者に固定資産税を課することができ
るのだといふふうな規定を入れたいの
であります。二番目は

2 農地法、旧相続税法、相続税
法、所得税法の一部を改正する
法律（昭和二十七年法律第六十
三号）による改正前の所得税
法、戦時補償特別措置法又は財

産税法の規定（現行自作農創設
特別措置法、旧相続税法、財産
税法の規定）によつて国が収納
した農地についてはその所有権
が売渡の相手方に移転（現行自
作農創設特別措置法の規定によ
つて移転）する日までの間はそ
の使用者に、その日後売渡の相
手方が土地台帳に所有者として
登録される日までの間はその売
渡の相手方に固定資産税を課す
るものとすること。

これも実は現行法にすでに規定があ
るものであります。法律の改正等によ
りまして、若干整理をしたいと考えた
わけでありま。要するに農地法等の
規定で土地の所有権が国に移ります。
更に国はこれを適当に耕作者に売渡す
わけでありま。ところが土地台帳上
の名前は旧所有者から国に移りまし
ても改まらないわけでありま。従いま
して、旧所有者に課税して行くことは
總当ではございせん。そこでその場
合には使用者に固定資産税を課して行
く。そして売渡の事務が済んだ場合に
は売渡を受けた所有者に課税をして行
くといふような規定を設けることによ
つて、実態に応じた負担者に負担をし
てもらおうといふふうにしたたいわ
けであります。

二、非課税の範囲に次のものを加え
るものとすること。
1 帝都高速交通営団が直接地
下高速交通事業の用に供する
トンネル。

帝都高速交通営団の性格から考え
て課税するが、特に地下鉄であるため
に経費が莫大になつて来るといふよう
な部分についてだけ、課税除外の制度

を入れようとしているわけでありま
す。

2 もつぱら公共の危害防止のため
にする鉱さい捨場及び鉱水処理
に係る施設。

3 健康保険組合、健康保険組合
連合会、国民健康保険組合、国
民健康保険の事業を行う法人、
国民健康保険団体連合会、私立
学校教職員共済組合、並びに国
家公務員共済組合、農業協同
組合法、及び消費生活協同組合
法による組合及び連合会が所有
し、且つ、経営する病院及び診
療所並びに農業共済組合及び農
業共済組合連合会が所有し、且
つ、経営する家畜診療所の用に
供する固定資産。

これは農業協同組合等の持つており
ます病院や診療所については、現在も
固定資産税が課せられないのでありま
すが、土地については固定資産税が課
されておるのであります。今回の措置
によつて土地も課税しないようにいた
しております。それともう一つは最後
に書いてあります家畜診療所につい
ても課税しないようにいたしたい、と
言いますのは、共済組合の所有してお
る家畜診療所であり、共済組合が
やはり診療所を持たなければそれらの
防災事業と言いましようか、そういう
ものの徹底を期することが困難であり
ますので、そういう団体の性格にも鑑
みまして、非課税の範囲に加えようと
しているわけであり、

三、左の固定資産に対して課する固
定資産税については、その課税標
準について、それぞれ特例を設

け、負担の軽減を図るものとする
こと。

1 発電所、変電所又は送電施設
の用に供する家屋及び償却資産
で電気の供給、物品の製造、旅
客若しくは貨物の輸送又は鉱物の
掘採を業とする者、並びに農
山漁村電気導入促進法による農
林漁業団体がそれぞれその用に
供するもの。

発送、変電施設につきまして、いろ
いろ細かいことを書いておりますの
は、映画館でありますとか、百貨店で
ありますとかいうような所で自家発電
の設備を持つております。そういう所
にはこの特例は設けないのだという趣
旨でござい、と書いてあるわけ、

括弧の中で「但し、昭和二十九年分
に限り、電気の供給を業とする者及び
農林漁業団体の所有する本文に掲げる
固定資産で昭和二十四年一月二日以降
の建設に係るものについては、価格の
六分の一の額とすること。物価引下げ
の大方針をとうとしているときで
ござい、又電気の料金の引上げを
したいという要請に対して、でき
る限りこれを押さえて行きたいという政
策がとられようとしております際であ
りますので、二十九年分だけの特例と
してこのような措置を設けたいと考
えたわけであり、

2 地方鉄道又は軌道の昭和二十
八年一月二日以後の新設営業路
線（地方鉄道軌道整備法の規定
により新線とみなされるものを含
む）に係る線路設備、電路設備
その他の政令で定める構築物。
建設的設備、構築物につきまして
も、発電施設と同じような扱いをしよ
うとしております。

3 企業合理化促進法第四条第二
項若しくは第三項又は第六条の
規定の適用を受ける機械設備
等。

につきましては、三年間は価格の二
分の一にいたします。

4 はこの企業合理化資産と同じよ
うな性格の資産でありますところの、
所得税又は法人税を免除され
る重要物資の製造、掘採又は採
取の事業を行う者が、その事業
の用に供するため、新たに取得
した機械設備等。

5 外航船舶又は国際路線に就航
する航空機。

につきますのは、価格の三分の一の
額にいたします。こうする結果、現行
法におきましては、利子補給を受けて
いる外航船舶だけであつて、利子補給
を受けている期間だけは〇・四％の税
率で課して行くという規定を削除した
と思つております。昨年できた制度
であります、利子補給を受けている
か受けていないかというのを問わな
い、あらゆる外航船舶についてこうい
う軽減の措置を拡げたい。同時に又利
子補給を受けている期間であるとかい
うようなことに限らないで、こういう
軽減措置をしたい。又外航船舶との関
係においては航空機も同じように扱つ
て行きたい、こうすることによつて、
国際競争に出るものの負担をできる限
り軽くして行きたいという考え方を持
つておるわけであり、

6 航空運送事業を行う者が所有
し、且つ運行する航空機につ

ましては、最初の三年は三分の
一、あとの三年は三分の二の額
にしたいと考えるわけでありま
す。

四、税率について次の改正を加える
ものとする。

1 標準税率を百分の一・四（昭
和二十九年分は百分の一・五）
（現行は百分の一・六）とするこ
と。

2 制限税率を百分の三とするこ
と。なお、市町村は一の納税義
務者の所有に係る償却資産に対
する固定資産税の課税標準の額
が当該市町村の固定資産税の課
税標準の総額の二分の一をこえ
る場合において百分の二をこえ
て税率を定めようとするとき
は、その旨を自治庁長官に届け
出ることにし、自治庁長官は当
該市町村が届出に係る税率によ
る税収入を災害その他止むを得
ない事由による特別の財政需要
に充てる必要があると認められ
る場合を除くほか、地方財政審
議会の議を経て、当該市町村に
おいて適用すべき固定資産税の
税率を固定資産の全部、又は一
部について当該届出に係る税率
と百分の二までの間において制
限することを指示することがで
きるものとする。

たつた一つの大きな資産があるため
に、これに重い税を課しまして、そし
て不急の仕事をするとした場合が
あつてはなりませんので、そういう場
合だけ百分の二をこえて課税する場合
に届出金を課せようとしているわけであ
ります。

五、償却資産に対して課する固定資
産税の免税点を五万円に引上げる
ものとする。

六、固定資産課税台帳の縦覧後に、
価格の登録簿を発見した場合、又
は登録された価格に重大な錯誤を
発見した場合、その価格を決
定し、又はその価格を修正するこ
とができるものとする。

七、大規模の償却資産について市
町村の課税権を制限し、その部分
について例外的に当該市町村の区
域を包括する道府県に課税権を与
えるものとする。この措置は
昭和三十一年度から実施するもの
とする。

従つて二十九年分は現行通りになる
わけであり、

1 市町村が課することができ
る大規模の償却資産の課税標準と
なる金額は、次の表により当該
市町村の人口に応じて算定した
金額とするものとする。

激変を緩和したいという趣旨で昭和
三十一年度は若干金額を重くしてあり
ます。昭和三十一年度から平年度化する
という姿にいたしております。

この場合において、前年度の地
方財政平衡交付金の算定の基礎
となつた基準財政収入額からこ
れに算入された大規模の償却資
産にかかる固定資産税の税収入
見込額を控除した額に当該大規
模の償却資産について当該年度
分として課することができ、固
定資産税の税収入見込額を加算
した額（基準財政収入額）が前年
度の地方財政平衡交付金の算定
の基礎となつた基準財政需要額

の百分の百二十にみたないこととなる市町村については、右の表中に掲げる金額を基準財政収見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百二十に達するまでに引上げて適用するものとする。この場において、当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち価額の低いものから当該価額を限度として順次当該市町村の基準財政収見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百二十に達するまで右の表に掲げる金額を引上げるものとする。

なお、右の基準財政収入額又は基準財政需要額は、市町村の合併が行われた場合、行財政制度の改正が行われた場合等においては、別な計算をし、又は必要な補正をしたものとする事ができるものとする。

要するに大規模の償却資産があり、
して、一部の税金が府県に移る場合に
対し、
準財政需用額の一・二倍までは財源を
補償して行こうという考え方でありま
す。殆んど税収のない団体の財源を基
礎に考えて参りますと、この一・一
倍が一・七倍余りに当るわけでありま
す。

2 道府県は、前号により市町村ごとに定められた金額を越える部分の金額を課税標準として固定資産税を課するものとする。

3 道府県知事は、大規模の償却資産と認められる償却資産につ

いては、自治庁長官が指定するものを除くほか、これを指定し、その指定した日の属する翌年以降、毎年一月一日現在における時価によつて評価を行い、その価格を毎年二月末日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知するものとすること。

この場合において通知を受けた者は、その価格の決定について異議の申立及び出訴をすることが出来るものとする。

大規模の債却資産につきましては、府県知事のほうで先ず以て指定するわけでありませう。指定したほうは知事が

評価をいたします。知事が評価をいたしますが、その評価額が限度額以下であります。課税するのであつて市町村長は改めて評価するということはございません。半面に知事が指定をしたかつた、そこで市町村長は評価をしたが、自分の所

の課税限度額を超えた額になつた、その場合には越えている額を基礎にして、府県が課税をいたします。併し府県が改めて評価をするようなことはいたしません。府県が市町村かどつちかが評価をする。どちらかが評価をしたらつてそれをそのまま両方とも使つて行く、ということにしようとしたしておりません。

4 大規模の償却資産について
府県が課する固定資産税の賦課徴収等に関しては、特別の定
あるものを除く外、市町村が課する固定資産税の賦課徴収等
関する規定を準用するものと
ること。

5 道府県が課する固定資産税の標準税率は、百分の一・四とし、これをこえて税率を定めようとする場合には、あらかじめ、その旨を自治庁長官に届け出なければならぬものとする。

七、前項の措置に伴い、現行の大規模の償却資産の価格の市町村間における配分措置の制度はこれを廃止すること。

第七たばこ消費税
一、道府県に道府県たばこ消費税、
市町村に市町村たばこ消費税を創
設すること。

二、日本専売公社が小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこに対し、たばこ専売法第三十四条第一項の小売定価を課税標準として、小売人の営業所又は国内消費用として直接消費者に売り渡す公社の事務所在の府県及び市町村がそれぞれ公社に課するものとする。

三、税率は、道府県たばこ消費税
あつては百十五分の五、市町村た
ばこ消費税にあつては百十五分
十とすること。

四、徴収については公社をして各戸ごとに翌月二十五日までに申告せしめるものとする。

五、道府県知事又は市町村長は、課徴収に関する調査のため必要ある場合においては、公社等に関することができる外、公社に、たばこの売渡しに関する帳書類を閲覧し又は記録すること請求したときは、公社はこれにずるものとする。

六、道府県知事又は市町村長は、公社が納期限までに申告しなかつたとき、又は公社に質問し若しくは記録する際において申告若しくは修正申告した課税標準額若しくは税額の算定について違法若しくは錯誤があることを発見したときは、公社に対し申告書又は修正申告書の提出を求めるものとし、公社は求められた日から二十日以内に申告書又は修正申告書を提出するとともに不足税額を納付しなければならぬものとする。

七、公社は納期以後にその税金を納付する場合には延滞金額を加算して納付するものとする。

自動車税の標準税率につきましては、次のように改めております。普通乗用自動車につきましては、営業用にあつては軸距百二十インチ以下のものでは軸距百二十インチ以下のものであるかというふうなものであるかと、高価な乗用車であつたとしても、

でないかという区分をいたしておるわけでありませう。自動車税の税率全体につきまして約五割程度の収入を上げた

い、その際には只今申し上げましたように、高級乗用車については比較的重い名担を持つてもらい、同時に又揮発油を

使つて、その自動車につき、その地方の
の負担いたしておりますので、それ
以外の自動車の負担を若干重くした
というふうな考え方で税率区分をい
しわけであります。自家用につきま
ても、同じように高級乗用車との区
をいたしております。

それからトラックとバスにつきま
て、揮発油を燃料といたしまするもの

は税率を据置いております。税率を据置いておりますが、大多数の府県が現在の標準税率を適用しております。車体は、今回標準的な車体を規定しようとしてゐるものよりも若干小さいものでありますので、税率を据置いたということとは、現在の税率を八三％くらいでありましょうか、くらいに引下げたという結果になつております。半面揮発油以外の燃料を使つてゐる車につきましては、揮発油を燃料とする車の七割程度の負担を余計持つてもらふといふふうに税率をきめております。七割程度余計持つてもらふわけでありませんが、基礎になつております税率が若干引下げられておりますから、結果的には三割余りの負担の増加にとどまるんじゃないだろうかといふふうに思つております。

それから税率の次の2に「道路運送車両法の一部を改正して、自動車税の完納証明書を呈示しないときは陸運局長は車体検査をしない」というふうに直した、と考へております。勿論、災害

その他特別の事情があります場合には、自動車税の完納証明書がなくても車体検査をすることにはなつておりま

狩獵者税は、税率は税率を現在の一段階制から一本に改めたい。免許税の生賃から言えば税率が一本であるべき

だといふ議論も立ちましようし、二本
 建になつておりますために税務行政上
 相当混乱も生ずる原因になつておりま
 すので、このように大体改めたのであ
 ります。
 自転車荷車税につきましては、現在
 の自転車税及び荷車税を併せて一本の
 税金といたします。

原動機附自転車の標準税率を五百円と法定する。現在もこの程度で課税してあるのではありませんが、軽自動車の税率を上げたので、自転車と軽自動車との間の税率を法定したほうがよいと考えたわけであります。

月割課税の方途を講ずるものとすること。

電気ガス税につきましては、

1 主として電気を動力として運輸事業を営む地方鉄軌道業者が直接一般交通のための旅客若しくは貨物の運送の用に供する電気並びに銅鉄、鉛鉄、亜鉛鉄及び硫化鉄並びにチタン地金（スポンヂチタンを含む。）黒鉛含有特殊粉末合金、アンモニア、シクロヘキサノン及びアルコール（ヤシ油を原料として製造するものに限る。）の掘採又は製造に使用する電気に対しては、次に電気料金が改訂されることから電気ガス税を課さないものとすること。

このようなものを拾い上げましたのは、主として現在すでに非課税として法定されておるものと非常に似寄つたりするもの、そういうものだけを拾い上げたわけでありません。それに鉄軌道の使つておられます電気を加えたわけでありません。こうすることによつて漸次電気ガス税を消費税的なものに純化して行きたいという考え方を持つておるわけでありません。

電気事業者及びガス事業者の意義を明らかにするような規定を置いております。

揮発油譲与税或いは入場譲与税のほうは、簡単でありますので、特に御

説明を遠慮したほうがいいのじやないかと思ひます。

それからお手許の資料の三十ページの二行目、税率が一万三千円と書いてある所でして、それは二万三千円のミスプリントであります。

○委員長（内村清次君） それでは補足説明はこれで終りましたから、質疑はこの次に廻しまして、何か資料の要求がございましたら。

○伊能繁次郎君 恐れ入りますが、今度の改正案でバス事業だけが外形標準課税が所得課税にならなかつたという基準について、ほかのトラック、タクシー、ハイヤー、通運事業等と運賃基準については私は同じだと思ひますが、これについても同じであるかないかは数字で明らかにして頂かないといけないので、各事業の運賃算定基準がどういふように見込まれておるかという事を明らかにして頂きたい。その資料を各業種別に一応お出しを頂ければ大変有難い。

それから各地方別に外形標準課税をトラックその他について取つて、バスについて取らなかつた事情が、バスについて収益が他の事業より余計あるやにお考えになつておられるのじやないかと思ひますので、各府県別にそれらのタクシー、ハイヤー事業、通運事業、トラック事業、バス事業の事業の収益率というものが一体どうなつておるかという点も恐らく御調査になつた上であつた特別措置をバスだけにしたられたと思ひますので、その点を明らかにして頂きたいということ、更に標準税率という点について私わからないのですが、昨年自治庁から出されておる何といふますか、自動車に関する各地方府県

への通達がございまして、自動車に関する準則とかいふの準則について各府県が取扱が必ずしも同一でないわけですか。ということは標準税率というものを車のどこへとるかということについて同一でないわけですね。従つて各府県別に標準税率というものをどこへ置かれたか、その置かれた基礎は一体どこか、例えば或る府県では四十一両から五十両にとつた府県もあり、或る府県では二十一両から三十両にとつた所もあり、或る府県では三十一両から四十両にとつた府県もありということ

で、自治庁の御通達は二十一両から三十両ということが標準税率の車に対する基準であるやに私は御通達を拝見して何つておるのですが、併しそれはどういふ基準でとられたかということとして、御質問は後ほど申上げることとして、各府県の取扱が必ずしも同一でなかつたということに問題がある。従つて各府県別の標準税率に対する車両の基準をどこにとつたかという点について、各府県別にその内容を是非お出しを頂きたい。かように思ひのであります。

○政府委員（奥野誠亮君） 伊能さんからお話になりました……
○伊能繁次郎君 今の両と言つたのは人の間違ひです。
○政府委員（奥野誠亮君） 最初の料金算定の基礎の問題は、料金統制の仕事で扱つている官庁のほうへ御要求頂ければいいんじゃないかと思ひますが、若し委員部のほうからでも連絡して頂ければ仕合せだと思ひます。

○委員長（内村清次君） その点は又委員部その他と連絡をとりますから……今のは御納得が行きましたね。

○政府委員（奥野誠亮君） わかりました。

○委員長（内村清次君） それでは一つ資料を出して頂きたい。

○伊能繁次郎君 自治庁からもこの点お話を頂きたいと思ひます。

○委員長（内村清次君） それでは本日はこれにて散会いたします。

午後五時一分散会

昭和二十九年四月十四日印刷

昭和二十九年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局